

## 賛成・反対討論

### 賛成討論

長尾 式宮 議員

私は、「議員提案第3号標茶町議會議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の立場かの意見を申し述べます。

同僚議員が不幸にも3年前に亡くなっています。

それから定数13名に対して12名でこの3年間議会活動をしておりました。特に今期は臨時会・委員会の開催も多い会期ではないかとも感じておひらました。しかし、どのようにしてじつけは活発な議会活動ができるか常日頃同僚議員と意見を交わす3年間でもありました。

いたずらに議員定数を削減するというこの町に暮らす町民の利益に繋がるとは考へておひらません。一方で働くかなし議員がいるので大幅な削減をすべきとの厳しい声を聞くのも事実あります。また議員のなり手不足や将来の議員の待遇なども今後の課題と認識しています。

### 反対討論

深見 迪 議員

私は、「議員提案第3号標茶町議會議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」に反対の立場から討論に参加します。

反対の理由の第一は、議論の時間が極めて短かったことです。7月22日、9月2日の勉強会を経て、特別委員会を設置し、この件についての具体的な審議が始まったのは、第1回田は9月7日で、この日は委員長、副委員長を決めるだけでした。第2回特別委員会11月14日、第3回特別委員会は12月6日で、実質的に特別委員会で審議したのは2回だけでした。

第二に、議員の定数は、民意の反映に必要なやまやまな集団、階層、職業、性別などからの代表選出可能 性に関わるものであり、多様な民意、町民のみなさんの思いを的確に反映するためには必要な定数を確保するこ とが求められると思います。削減を

されたではなくか」という意見を述べられた方もいました。しかし、それは本来の議会の在り方とは無縁の意見であると思います。

大半の町民は町の規模に合わせて、住民に周知する十分な期間が必要として、「遅くとも選挙の1年前には周知できる準備を進めるべきである」とまとめました。この点で、議長の諮詢とそれにに対する議会の議論は住民不在であったのではないかと思いますし、その期間が選挙直前じつは極めて短期間での提案であったと思います。

また、報告では、「これまでの経過を見ると中央の集権化が進められると議員定数が減じられ、地方自治の発展した時期には、議員定数は増加する傾向があったように留意すべきであるとも述べています。そして、ジリジリと議員の定数減が繰り返される現状は好ましいものではないとも述べています。

第三に議員定数は、一度削減すれば増加は不可能に近いと思ってしまいます。私は、住民に見える議会、開かれた議会など、議会報告も含めて議会が改革すべき課題が数多くあると 思います。住民のみなさんが議会の議論や力を頼りにして生きるような議会改革の課題がたくさんあると思います。住民のみなさんの様々な形での参加を豊富にし、それを踏まえて町長と政策競争をする、そのこと が今一番重要なと感じます。

議会に対する不満や多様な要求が住民のみなさんにはあると思います。定数削減の声があることも承知している。しかし、少数になつたからと勝手に住民の期待する議会に

なるという保証はありません。住民のみなさんが望む議会づくりが、定数よりも大切なことであると思います。

以上の点から私は今回の条例の一部改正に反対致します。

## 反対討論

深見　迪　議員

私は議案第71号「標茶町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」に反対する立場から討論に参加します。

議案第71号は、昨年の通常国会でデジタル改革関連法が強行され、9月にはデジタル庁が発足し、年末にはデジタル社会の実現に向けた重点計画を閣議決定したものであります。このデジタル関連法に基づき、個人情報の保護に関する法律の施行に必要な事項を定め、行政機関等匿名加工情報に関しては、その利用に係る手数料を定めるものです。

デジタル関連法は、首相の下に強い権限と予算を持ち、国や地方自治体のシステムや規定を標準化、共通化して、個人情報を含むデータの利用を強力に進めるものです。

このことで、地方自治体が持つ大

切な個人情報を、匿名の加工をすることを条件に営利企業が利用できるようになると思います。私は、今回の条例制定の最大の目的は、匿名の加工情報として、それを営利企業に売り渡すことにあるのではないかと危惧しています。

行政機関等匿名加工情報制度は、自治体にとつても負担になり、個人情報を匿名加工するために、その作業を外部に委託することになるのではないかでしょうか。膨大で詳しい加工前の個人情報が委託先の外部の民間会社に渡る心配もあります。本当に個人情報が守りられるのか大変疑問です。これまでも、国内はもとより、日本の個人情報が海外にまで漏れていた事実があります。背景に経済界の要望があることは言いつまでもありません。

これは、自治体独自の運用の余地を狭め、国の個人情報保護委員会に自治体の条例づくりにも口を挟める仕組みが盛り込まれたものです。これは地方自治の根幹である条例制定が否定されかねない地方自治への介入ともいいくべきものです。

以上のことから議案第71号「標茶町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」反対いたします。

## 消防演習

令和4年度標茶消防団・署周期演習が10月15日に標茶町農業協同組合駐車場で行われました。

実施目的は消防職員・団員の士気向上と地域住民の防火意識、災害に対する意識向上を図るものです。

向上と地域住民の防火意識、災害に対する意識向上を図るもので

練習想定は標茶町農業協同組合事務所より火災発生。強風により近隣建物に延焼拡大の恐れあり消火・避難を実施。スマートな対応がみてと

れました。実施に伴い消防職員17名、団員54名、農協職員61名が参加しました。

一日目は「ほぐでんネットワーク」によるカーボン二コートラルに向けた施設・建物の動向、「釧路日産」による電気自動車の試乗会でした。

二日目は公職選挙法の改正を中心とした選挙関連法の研修会で、議員のなり手不足や地方議員としての資質・心構えなど、2日間とも充実した研修会となりました



## 釧路町村議会議員研修会



## 標茶町議会議員定数等調査特別委員会報告書

### 1. 調査事項

標茶町議会議員定数等に関する調査

### 2. 調査の経過

- (1) 全員協議会での勉強会を2回開催したのち、令和4年9月7日第3回定例会において、議長を除く全員で構成される「標茶町議会議員等調査特別委員会」の設置が議決され、次のとおり委員の選任がされた。
- (2) 同日、第1回委員会を開き、正・副委員長の互選を行い、次のとおり決定した。

委員長 後藤 眞  
副委員長 長尾 式宮

- (3) 委員会の開催状況

第1回 令和4年 9月 7日  
第2回 令和4年11月14日  
第3回 令和4年11月28日

### 3. 調査の結果

本委員会は、主に議員定数と報酬について3回に亘って委員会を開催し検討を重ねてきた。

議会議員定数については、能率的で効率的な議会機能の維持、町民の付託に応える体制の在り方など議員の責務を執行するにあたり適正な定数について議論を重ね意見集約にも努めたが、本町人口減少が続くなか、定数減を望む町民の声が多く、そのことは民意であると受け止めるべきとの意見が大勢を占め、結果1名減の定数12名との結論に至った。

また、報酬については、報酬増額や現状維持、或いは社会保障制度の充実、又は兼業禁止などの規制緩和も検討が必要との意見が出され、協議の結果さらなる精査の要ありと認められ結論を出すまでに至らなかった。

以上のとおり本委員会の調査を終了し報告とする。

## 厚生文教委員会所管事務調査報告書

### 1. 出席者

委 員 鈴木副委員長 長尾委員 黒沼委員  
後藤委員 櫻井委員  
説明者 常陸教育委員会管理課長 神谷管理課長補佐  
山手学校教育係長 秋山指導室長  
事務局 中島議会事務局長 中嶋議会議事係長

○ 調査日時：令和4年11月1日

○ 調査場所：標茶町役場議員室

### 2. 調査事項

小中学校の現状と今後の課題について

### 3. 主な資料説明

- ・資料1 登下校時の学習用具について  
軽量化についての具体的な対応と改善された点について説明があった。
- ・資料2 デジタル教科書について  
教育現場の意見、導入に対してのメリット、デメリットの説明、紙の教科書のメリットについて説明があった。また、学校現場の通信環境、端末のフリーズ、エラー表示時の対処の仕方について説明があった。  
デジタル教科書の中小「英語」の先行導入についての説明があった。
- ・資料3 一人一台端末について  
タブレットの重量は一台1.32kgであり、家庭への持ち帰りの実施についての説明があった。
- ・資料4 学校の統廃合の現状と今後について  
現状は、塘路小中学校の保護者、地域会に情報提供し、今後の在り方について協議を進めているところである。今後については、6年以内に統廃合を検討する状況にはないということであった。  
また、本町の統廃合基準は特に定めていない等の説明があった。
- ・資料5 複式学級の現状について  
本年4月1日現在、小学校5校、中学校1校で複式学級を組んでいる。
- ・資料6 免許教科外担任の現状について  
現状は、町内4中学校で13名が該当している。  
免許教科外担任改善、要望については、複数免許保持者の確保、塘路中においては、数学と英語を免許教科外申請したことの報告があった。
- ・資料7 教職員の働き方改革について  
教頭の時間外及び業務負担が多い現状がある。教頭の退勤時間の明確化、部活動休養日の設定、留守番電話の導入、保護者宛一斉メール等ICT活用での業務負担の軽減を行っていること等の説明があった。
- ・資料8 学校教育上の課題について  
教職員不足について、欠員、代替え職員の補充ができない状況にある。

### 4. 主な質問

- Q デジタル教科書での学習意欲と学力の変化はあったのか。  
A 昨年一部実施なので、まだ十分評価できる状況にない。
- Q 塘路中学校は令和5年度休校だが、次年度も続くのか。  
A 毎年度、地域で協議し次年度の在り方を協議し決定していく。
- Q 学校区域はどのようにになっているか。  
A 町内に複数校があれば、通学区域を設定することになっている。
- Q 教職員は全体的に少ない実態にあるのか。  
A 全道、管内とも総体的に教員不足で、年度途中欠員が生じた場合の補充ができない。
- Q 免許外で、主要5教科を受け持っている場合はあるか。  
A 塘路中学校にある。
- Q デジタル教科書による健康被害をどう考えているか。  
A 健康被害は大きな課題だ。視力の低下や姿勢の悪さ等が心配されるので、今後配慮していく。
- Q 働き方改革による部活動の地域移行の状況はどうなっているか。  
A 令和5年～7年の3年間で実施することになっているが、今年中に協議会の設立に向け準備を進め、課題を調査し、協議会の中で協議していく。

### 5. 委員会の所見

- ・学習用具の軽量化については、さらに十分な配慮をするべきである。
- ・デジタル教科書の導入による健康被害に十分配慮し、過度の使用がないよう、また、紙の教科書のメリットも活かした教科書の在り方に配慮すべきである。
- ・免許外教科担任の解消と、教職員の過重労働解消についてさらなる努力を期待する。
- ・何よりも児童、生徒が健康で安全に教育が受けられる環境づくりに一層の努力を期待する。

## 総務経済委員会所管事務調査報告書

○ 調査日時：令和4年11月11日

○ 調査場所：標茶町役場議員室  
塘路・茅沼地区

### 1. 調査事項

町内主要観光施設の現状等について

### 2. 出席者

委 員 松下委員長・鴻池副委員長・渡邊委員・熊谷委員・齊藤委員

本多委員・菊地委員

説明員 三船観光商工課長・高橋観光振興係長

事務局 中島議会事務局長・中嶋議会議事係長

### 3. 調査の経過及び内容

提示された資料の説明を受け質疑の後塘路・茅沼地区の現地視察を行う

### 4. 主な説明内容

- ・18ヶ所の観光施設の一覧
- ・令和4年度観光施設委託費契約一覧
- ・標茶町観光入込状況
- ・令和3年度観光実績報告書
- ・SNSを活用したPR活用

### 5. 主な質問

- ・観光施策の総括点検が不十分ではないか
- ・釧路管内一致した取組みが必要ではないか
- ・塘路地区にレンタルサイクルを設置しては
- ・サルボ展望台では木の枝が視界を一部妨げている

### 5. 委員会の所見

観光施設の維持管理については年間1,230万円で各委託業者に委託して管理されている。観光客の入込状況はコロナ禍の中で落ち込んでいるのは事実ではあるが、野外活動に関しては落ち込みはなく横ばいを維持している。イベント・PR活動では釧路振興局を初め町村会、町、観光協会、各実行委員会等数多く開催されている事に対し敬意を表する。また各情報誌、インターネットを活用して情報提供されている。

地域おこし協力隊によるYoutuibeへの投稿は36本を数え登録者数が1,100人を超えたことは評価すべきものであり今後の活動に大いに期待したい。今後多くの観光客に本町を訪れていただく為に案内表示板の整備など親切な対応と安全確保上の老朽化箇所の整備、自然環境に配慮しそれを生かした施策を行うことを期待したい。

サルルン展望台については北海道の事業により安全対策上の整備が行われたが、サルボ展望台は老朽化が進んでいる。改修に向けた検討を進めるべきと考える。

蝶の森については非常に環境に優れたところであると認識する。現在閉鎖中の茅沼キャンプ場の関係も含め、キャンプのスタイル、運営の方法、湿原特有の蚊の対策等議論、検討を重ねて行くべきと考える。

## ◆◆◆◆ 令和4年 第4回定例会賛否一覧 ◆◆◆◆

※これ以外の議案等は全員一致です。

議員名 議案等の内容	渡邊定之	長尾式宮	櫻井一隆	松下哲也	熊谷善行	鈴木裕美	齊藤昇一	深見迪	本多耕平	黒沼俊幸	鴻池智子	後藤勲	菊地誠道	結果
議案第71号 標茶町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	×	○	×	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	原案可決
議員提案第3号 標茶町議會議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	×	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	原案可決
意見書案第8号 国の支援を強め、必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書	○	×	×	×	×	○	○	○	×	×	○	×	○	原案否決
意見書案第9号 インボイス制度導入の延期(中止)を求める意見書	○	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×	原案否決

(○賛成 × 反対 退席 欠欠席 除除斥) (議長は、可否同数以外の採決には加わりません。)

意

見

書

次の2件の意見書が提出されました。  
2件が否決されました。

♦意見書案第8号(否決)

国の支援を強め、必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書  
国庫負担金の引き上げ、制度の抜本的改善を求めるものです。

♦意見書案第9号(否決)

インボイス制度導入の延期(中止)を求める意見書  
制度導入による小規模経営・フリーランスの事業圧迫を回避するため延期(中止)を求めるものです。